（申請書に添付する書面等）

第二十条　（略）

2　農林水産大臣は、登録の申請の手続について必要があると認めるときは、相当の期間を指定して、次に掲げる書面の提出を命ずることができる。

一　（略）

二　申請者が外国人であるときは、次に掲げる書面

イ　出願者が日本国内に住所又は居所（法人にあっては、営業所。以下この号において「住所等」という。）を有するときは、出願者が日本国内に住所等を有することを証明する書面

ロ　法第十条第一号又は第二号の場合には、出願者が日本国以外の締約国等若しくは同盟国の国籍を有することを証明する書面又は出願者が日本国以外の締約国等若しくは同盟国に住所等を有することを証明する書面

ハ　法第十条第三号の場合には、出願者が同号に規定する国の国籍を有することを証明する書面、当該国が日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めていることを証明する書面（その国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めていることを証明する書面を含む。）及び当該国が出願に係る品種につき品種の育成に関する保護を認めるものであることを証明する書面

ニ　法第十条第四号の場合には、出願者が日本国以外の同号に規定する条約を締結している国の国籍を有することを証明する書面又は当該国に住所等を有することを証明する書面

3　（略）

（申請書に添付する書面等）

第二十条　（略）

2　農林水産大臣は、登録の申請の手続について必要があると認めるときは、相当の期間を指定して、次に掲げる書面の提出を命ずることができる。

一　（略）

二　申請者が外国人であるときは、その国籍を証明する書面又は次に掲げる書面のいずれか一

イ　申請者が日本国内に住所又は居所（法人にあっては、営業所）を有するときは、これを証明する書面

ロ　申請者が日本国以外の締約国等又は同盟国に住所又は居所（法人にあっては、営業所）を有するときは、これを証明する書面

ハ　申請者の属する国（締約国等及び同盟国を除く。）が、日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めているとき、又はその国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めているときは、これを証明する書面及び当該国が申請に係る登録品種につき品種の育成に関する保護を認めるものであることを証明する書面

（新設）

3　（略）

第二節　専用利用権に関する手続

第二十七条　削除

第四十一条　専用利用権について保全仮登録をした後、本登録を申請する場合においては、その保全仮登録に係る仮処分の債権者だけで専用利用権又はこれを目的とする質権についての登録であってその仮処分の登録に後れるものの抹消を申請することができる。

2　（略）

（職権による登録）

第五十四条　次に掲げる事項の登録は、農林水産大臣が職権でしなければならない。

一　（略）

二　混同による専用利用権又は質権の消滅

（削る。）

三・四　（略）

（輸出等の行為に係る制限の届出等があった場合の登録の方法）

第八十一条　農林水産大臣は、法第二十一条の二第四項に規定する公示をしたときは、表示部に指定国又は指定地域（指定国がない場合にあっては、その旨）、同条第一項

第二節　専用利用権及び通常利用権に関する手続

（通常利用権の設定等の登録の申請）

第二十七条　通常利用権の設定の登録を申請するときは、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　設定すべき通常利用権の範囲

二　登録の原因に対価の額又はその支払の方法若しくは時期の定めがあるときは、その定め

2　通常利用権の保存又は移転の登録を申請するときは、申請書に保存又は移転すべき通常利用権の範囲を記載しなければならない。

3　前条第三項の規定は、品種の利用の事業とともに通常利用権を移転する場合について準用する。

第四十一条　専用利用権について保全仮登録をした後、本登録を申請する場合においては、その保全仮登録に係る仮処分の債権者だけで専用利用権若しくは通常利用権又はこれらの権利を目的とする質権についての登録であってその仮処分の登録に後れるものの抹消を申請することができる。

2　（略）

（職権による登録）

第五十四条　次に掲げる事項の登録は、農林水産大臣が職権でしなければならない。

一　（略）

二　混同による専用利用権、通常利用権又は質権の消滅

三　法第二十八条第二項の裁定による通常利用権の設定

四・五　（略）

（新設）